

ば ば 紘 平 議員	一般質問 . . . 1
本 庄 孝 夫 議員	一般質問 . . . 7
かみね 史 朗 議員	一般質問 . . . 12
他会派の一般質問項目 19

●京都府議会 2019 年 2 月定例会一般質問が 2 月 14 日、15 日、18 日に行われ、日本共産党のばば紘平議員、本庄孝夫議員、かみね史朗議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

2 月定例会 一般質問

馬場こうへい議員 (日本共産党伏見区) 2019 年 2 月 15 日

最低賃金の抜本的な引き上げで中小企業支援の拡充を

【馬場】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問致します。

まず、雇用・労働問題について伺います。

安倍首相は年頭所管で「景気回復の温かい風が全国津々浦々に届き始めている」と述べました。しかし、その実感が地域の中には全くありません。地域の商店街を回ると、「どこの世界の話なのか」「良くなる要素がない」との声が広がっています。一体なぜこんなことになるのでしょうか。

毎月勤労統計調査の不正の結果、昨年の賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされていたことが判明しました。そして、実質賃金は前年比マイナスになる可能性があることも明らかになりました。さらに、有効求人倍率も実態は深刻な偏りがあります。例えば、低賃金が強いられている建設業で 8.06 倍、輸送・機械運転で 3.99 倍、福祉関係で 3.55 倍と異常な人手不足が広がる一方で、事務的業務では正規で 0.42 倍、常用パートでも 0.66 倍と相変わらず求人過多が続いていることがわかります。毎月勤労統計の不正問題と深刻な偏りの中で高い水準にある有効求人倍率特を通して見えてくるのは、「景気回復」の一方で、国民の懐は温まらず国民消費が大きく冷え込んでいる実態ではないでしょうか。

去る 12 月議会で、我が党の成宮議員の代表質問で、知事は雇用や労働の状況について「このままで良いとは一切考えていない」としながら、働き方改革の推進や制度の周知徹底、セミナーの開催などに取り組んでいることをあげ、我が党が提案した「誰もが安心して働き続けることができる京都府条例」の制定は「必要なし」とされました。

しかし、非正規雇用率全国ワースト 2 位や不本意非正規の割合が 30 代で全国 6 位など、本府の厳しい現状を見たとき、賃金の引き上げをどう実現するのが解決の最も中心の対策になるのではないのでしょうか。厳しい雇用や労働の実態を改善するためには、抜本的な賃金の引き上げが不可欠だと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

賃金の引き上げのためには、国に対して最低賃金の抜本的な引き上げと、厳しい対応が求められる中小企業への支援のために、「業務改善助成金」制度を、最低賃金の引き上げへの直接支援となるよう見直しを求める必要があると考えますがいかがでしょうか。

同時に、京都府として例えば給与の低さや労働環境などが原因で、深刻な人手不足が続く介護や保育分野で、働き続けることができる賃金の確保などに取り組む施設などへの特別な支援策を実施する必要があると考えますがいかがでしょうか。

建設労働者の実態を直視し賃金規定を持った公契約条例の制定を

【馬場】雇用・労働問題について、建設労働者の問題でさらにお聞きします。

設計労務単価と現場労働者の単価に大きな乖離があることが、京建労のみなさんが組合員を対象に行なっている賃金アンケートの中で明らかになっています。2018年度の賃金アンケートでは、「経験5年以上かつ65歳以下」という条件をかけ、見習いや仕事量の減る高齢層を除いた3349人から回答が寄せられました。その結果、全業種の平均が、常用の労働者の日額が前年比281円増の14,411円、手間請の一人親方の日額が前年比18円減の17,861円となっています。京都府の公共工事設計労務単価の全業種平均が22,569円ですから、その差は日額で約5000円～8000円、年収にすると実に200万円弱もの差になってまいります。設計労務単価の引き上げで建設労働者の処遇改善を図るとしてきた国の政策は全く現場に届いていないといわなければなりません。

先日、本府発注の公共事業の現場で、現場監督の方にお話をお伺いしました。「2次や3次業者は、台帳は出してもらおうが、そこで法定福利費がどう支払われているかまでは把握していない」「請負契約書だけで賃金を把握するのは不可能。現場の職人に直接聞くしかない」などという話が当然のように出てきます。こうした話は、本府が「設計労務単価が上がっているのだから現場の単価も上がっている」と繰り返してきた説明が、全くあてにならないものであることを表しているのではないのでしょうか。

そうした中、建設工事現場での労災死亡事故が多い事への対策として作られた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる職人基本法が一昨年3月から施行されました。法の中では、「適正な請負代金の額、工期等が定められること」「必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられること」「安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めること」「処遇の改善及び地位の向上が図られること」により、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることを基本理念とし、都道府県の責務として、法の基本理念にのっとり、区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとともに、基本計画の策定に努めることとされています。

12月議会で、京都府計画の作成について、「公共、民間問わず、一人親方も含めてすべての建設工事従事者を対象にし」「実効性のある計画を来年度中に策定するため作業中」「労働局、市町村、関係団体など連携協力して取り組んでいく」との答弁がされました。そのうえでお聞きします。設計労務単価の引き上げや、職人基本法のように現場労働者の安全や健康の確保を目指す法整備ができてきてもなお現場の実態は深刻で、そうした労働環境が深刻な人手不足につながっています。その原因は、労務単価を引き上げたがそれが末端まで届いているかが見届けられていないことや、安全・健康の確保のために職人基本法でも「法定福利費の確保が必要」としながら、基本方針では誰が負担しなければいけないのか、それをどう保障するのかは全く触れられていないことなどがあります。

職人基本法に基づく「実効性ある計画」を本府が作るにあたっては、関係団体への聞き取りはもちろん、現場の生の実態を早急につかむ必要があると考えますがいかがでしょうか。

合わせて、労働者の賃金や労働環境などを保証するためには、賃金規定などの拘束力を持った公契約条例の制定が急がれると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

【知事・答弁】賃金の引き上げについてでございます。賃金の引き上げに向けては、中小企業の生産性向上を図り、中小企業が経営面の体力を付けていくことが必要でございます。このため、京都府では中小企業応援条例に基づき、中小企業応援隊の伴走支援と併せ、エコノミックガーデニング事業等により、設備投資支援による生産性向上など、経営力強化に取り組むとともに、労働局や京都市とともに、経済団体に対しても賃金引き上げについて、毎年、要請を行っているところでございます。

また、最低賃金の引き上げにつきましても、これまでから、政策提案におきまして国に対して要望し、京都府ではここ3年間、毎年24円から26円、引き上げられてきたところであり、中小企業の経営の影響も見極め、一步一步引き上げていくことが大切でございます。合わせて引き上げの原資となる収益を拡大させるため、中小企業の生産性向上が不可欠と考えております。そのため、国の支援策であります、

業務改善助成金の制度改善を含め、現場のニーズに即した支援についても要望してきたところであり、こうした活動の結果、この助成金につきましては、対象となる事業場を最低賃金 800 円未満の事業場 1000 円未満の事業場に拡充するなどの見直しがなされてきたところでございます。今後とも、支援制度の充実などを国に対して要望するとともに、雇用環境の改善に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】 介護・保育に係る人材不足対策についてでございます。介護職員や保育士の確保のためには、職務と経験が適正に評価され、給与等の処遇改善を図ることが重要であり、国が責任を持って介護報酬や保育所運営のための法定価格に反映させるべきものと認識しています。

このため、国に対して、繰り返し給与改善等を強く要望してきた結果、平成 21 年度以降、介護職員には月額約 37000 円、保育士にあつては、平成 25 年度以降、月額約 38000 円の引き上げがなされました。加えて、保育士には昨年度、技能や経験に着目した、月額最大で 40000 円の処遇改善を図る制度が導入されているところです。

さらに、今年 4 月には保育士に対する公費 200 億円程度を投じ、月額 3000 円の処遇改善が図られるとともに、10 月には、経験・技能のある職員に重点化を図る介護職員のさらなる処遇改善のため、公費 1000 億円が投じられる予定でございます。京都府においては、給与規定の整備や、休暇取得、労働時間短縮のための取り組み等を要件とする京都福祉人材育成認定制度や、保育士の職階に応じて求められる業務や能力等の処遇を連動させた京都式キャリアパスを進めることにより、引き続き介護職員や保育士の職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

【建設交通部長・答弁】 建設工事の労務単価についてでございます。地元の建設業の皆様には、災害対応や除雪等、地域の安心・安全を支える重要な役割を担っていただいております。その担い手を確保し育成するためには、労働者の賃金を含めた労働環境の改善が必要と考えております。

設計労務単価は、都道府県等の公共工事発注が下請けを含めた労働者を対象に、賃金台帳等と照合しながら綿密に実態を調査した上で、京都府内の 51 職種の平均設計労務単価は平成 24 年以降、労務費調査におきまして、実勢賃金の上昇が認められましたため、引き上げをしてきておりまして、6 年間で約 33% の上昇となっております。引き続き、現場労働者の賃金に適切に反映されますよう、国等とともに機会があるごとに建設業関係団体に周知徹底するなど、適切な賃金水準の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

公契約条例の制定につきましては、労働者の賃金問題は公契約のみならず、私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして労働法制の中で整備すべきものと考えてございます。今後とも、平成 24 年に策定いたしました、公契約大綱に基づきまして地元建設業の維持・育成に努めますとともに、来年度、策定を予定しております、職人基本法に基づく都道府県計画に幅広い施策を盛り込み、建設業の労働環境改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【馬場・再質問】 賃上げについては、明確に「必要だ」ということは言われませんでしたけれども、否定はされない。同時に、最低賃金の引き上げなどを国に求めてきたということで、そういった意味では、賃金を引き上げていくことについては、知事としても必要だと認めていると理解をさせていただきます。一方で、現場のニーズを受け止めて処遇改善助成金などの制度改善を求めているという話があったわけですが、やはり私は現場の実情をしっかりと見ていただく必要があると思うし、厳しい現状をみたときに、早急に賃金を引き上げていくことが必要ではないかなと思っています。

介護の分野でいいますと、様々な要望をしていただいて、処遇改善なんかを国に求めてきているという話があったのですが、やはり建設の現場と同じように、様々な取り組みをしていることは否定しませんが、現状は厳しい状況があって、先程紹介をしたように、非常に厳しい人手不足の状況がある、これをしっかりと見ていただく必要があって、そのためにはやっぱり私は、どうやって引き上げていくのかについて、京都府としても積極的に取り組んで行くことが必要ではないか、特別な支援が必要

ではないかというご指摘をさせていただいております。

いくつか再質問をさせていただきますが、全国で、健康で文化的な生活を営むことのできる最低生計額を調べる取り組みが広がっています。京都府でも京都総評を中心にして現在取り組まれています。これまでの調査によると、25歳の単身者では、全国どこでも、税金なども含めて月に22~24万円程度が必要だといわれています。現在の京都府の最低賃金は882円です。これだと1日8時間、週40時間、休みなく働いても年収は183万円にしかなりません。月収にすると15万円ほど。とてもまともな生活ができるないし、これを1500円に上げてやっと年収312万円、月収26万円です。賃上げについては必要だという立場に立つのであれば、どの程度の引き上げが必要だと考えておられるのか。また、普通に働けばまともな暮らしを賃金として、最低賃金1500円への引き上げについて、知事はどのように考えられますか。

設計労務単価が33%上がっているということがありましたけれども、先程紹介をした京建労の調査によると、現場ではせいぜい数%しか上がっていない。この声に対して、先程、答弁にもありましたように、相変わらず設計労務単価の調査で実態がつかめているという姿勢に終始し、現場の声に背を向けている姿勢といわなければいけません。先日の代表質問で、統計調査の不正について、知事は「極めて遺憾」としたうえで、「施策の実施に当たっては実態をしっかりとつかむことが重要」と答弁された。統計調査で不正をしたら正確な施策実施ができないではないかとの指摘だと思います。「設計労務単価は上がっているのに現場の単価が上がっていない」、この声に答えて、しっかりと調査をすることが必要ではないかと思ひますし、このズレについてどのように受け止めておられるのか、再度答弁をいただきたいと思ひます。

【知事・再答弁】馬場議員の再質問にお答えいたします。馬場議員のご紹介の調査につきましては、詳細を承知しておりませんが、最低賃金につきましては、国にそれに基づいた制度がありまして、一步一步引き上げていくことが重要だと考えておりまして、これまでからも繰り返し要望をしているわけでございます。また、先程も申し上げましたけれども、賃金の引き上げのためには、その収益となります原資が必要でございまして、中小企業の生産性向上とも併せて取り組んで行く必要があると考えております。いずれに致しましても、賃金の引き上げにつきましては、精一杯努力をしまいたいと思っております。

【建設交通部長・再答弁】建設労働者の賃金についてでございます。建設労働者の賃金は、公共や民間工事、工事の規模や内容、受注額によりまして、労使間で総合的に決められるものでございまして、設計労務単価が労働者に支払われる実賃金を拘束するものではないという性格のものでございます。

設計労務単価は基本給だけではなくて、ボーナス等の臨時手当や交通費、食費等の現物支給も含めた額が設定をされておまして、現場で労働者に支払われる基本給とは一致しないものとなっております。

いずれにいたしましても、地域の安心・安全を支える建設業の担い手確保は、建設企業はもとより、私ども公共事業の発注者におきましても極めて重要な課題でございますので、引き続き国等とともに、適切な賃金水準を確保に努めますとともに、社会保険の加入ですとか、週休2日制の導入等、建設労働者の労働環境や処遇の改善にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【馬場・指摘要望】段階的に引き上げられていくべきものだというお話があったわけですがけれども、このままの現状でいきますと、本当に私は働く労働者、また、京都で暮らす人たちが安心して暮らしているような状況が中々訪れないのではないかなと思っております。最低賃金は上がってきているけれども、その中で実質賃金は上がってきていないというような状況があって、そういった意味で、これから先に見えてくるのは最低賃金付近で働くような労働者がどんどんと増えていく世の中になっていく。そうなったときにどうこれを改善していくのかに明確な道筋を持たなければ、本当にこの京都で安心して働い

ていける労働者を生み出していけることにはならないのではないかと。

安倍首相は、最低賃金を年3%ずつ引き上げ、全国平均1000円を目指すとされています。しかし、時給1000円では22~24万円を得ようとすれば、220時間から240時間の月労働時間が必要で、毎月60~80時間の残業を前提とした働き方になります。本当の意味で働き方を改革し、8時間働けばまともに暮らせる社会を作るためには、最低賃金を1500円に引き上げるのは最低限の基準だと考えます。

今、本府に求められているのは、中小・零細事業者への支援を抜本的に強化をして、最低賃金1500円が実現できる環境を作ることにあります。本府として、その立場に立っていただくことを強く求めておきます。

設計労務単価については労使間で決められるんだという話がありまして、同時に、設計労務単価で実際に支払われているものを全て把握することは難しいというような話がありました。だったら、現場の調査をしっかりとさせていただきたい、どんな状況で現場の労働者が働いているのかを掴まずに、現場の施策を打ち出すことはできないと思いますし、確かに最低賃金の引き上げに国が果たす役割は非常に大きいわけですが、公共事業の現場でいいますとどういう働き方をするのか、例えば、賃金の下限や最低限守られなければいけない労働環境を定めること、そしてそれを末端まで保障する、こうした制度を作っていくことが、「安心して働き続けることができる」京都府を示していくことは、公共事業の適正化はもちろん、雇用・労働問題の解決の上でも極めて重要だと考えます。公共工事での現場の実態調査をしっかりと進めていただいて、どういう労働環境で働いているのか、賃金の規定などを含む公契約条例の制定を強く求めておきます。

公営住宅への入居辞退を無くすために保証人に関する規定を削除せよ

【馬場】次に、府営住宅の申し込みや整備についてです。

社会の深刻な高齢化や格差と貧困の広がりの中で、公営住宅法に「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられ、住宅のセーフティーネットとしての役割が求められる府営住宅の在り方が改めて重要になっているのではないのでしょうか。

その点で、いくつかお聞きします。

まず、府営住宅の申し込みについて伺います。現在、府営住宅の申し込みでは、1名の連帯保証人を立てることが必要になっています。公営住宅の申し込みでの連帯保証人については、公営住宅法上は規定がなく、国土交通省が住宅局長通達として示した「公営住宅管理標準条例(案)」の中で、「保証人の連署する請書を提出すること」「特別の事情があると認められる者に対しては、保証人の連署を必要としないことができる」とされてきました。しかし、昨年3月に「公営住宅管理標準条例(案)」の改正についてとの通達が出され、「保証人に関する規定を削除すること」、入居者の条件として例示されていた「国税や地方税の滞納がないこととの例示を削除すること」、「家賃の減免または猶予について民生部局との連携を追加すること」などが示されました。

この通達は、貧困と格差が広がる中で、極めて重要な通達であり「住宅のセーフティーネット」としての役割が大きくなる中で、本府でも早急に必要な通達であると考えます。私も、離婚しシングルマザーとなられた女性が府営住宅に当選したものの、年金暮らしの母親を保証人にしようとしたところ、府の定めた保証人の収入基準を満たすことができず、入居を辞退せざるを得なくなった方からのお話をお聞きしたこともあります。本府においても、入居資格を得ながら、保証人の確保ができず辞退している方がいらっしゃる方が十分に予想されます。

そこで伺います。国からの通達の中身を重く受け止め早急に必要な通達とありますが、本府の取り組みの状況と今後の見通しをお聞かせください。

また、本府は昨年、府営住宅条例を一部改正し、府営住宅の管理運営を住宅供給公社への委託から、民間業者への指定管理を可能にし、昨年末には 16 団地について、民間企業を指定管理の候補として選定をしました。しかし、府営住宅の管理運営に当たっては、国の通達にもあるように「住宅のセーフティーネット」として、個々の入居者の実情に合わせて、行政機関が連携しながら丁寧かつ柔軟な対応が求められます。そうした公営住宅としての役割に鑑みても、府営住宅の管理運営を民間業者などへ委託することは、すでに住民からも不安や反対の声が上がっているように、十分に慎重を期す必要があります。府営住宅の民間業者への指定管理させる方針は直ちに改める必要があると考えますがいかがですか。

府営住宅にかかわっての 2 点目は、府営住宅の整備についてです。

私は、この間何度も、府営住宅のお風呂の改修やエレベーターの設置について、質問をしてまいりました。高齢化が進む中で、「浴槽が深すぎてまたいでお風呂に入ることができない。」「階段を何度も休憩しながら登っている」など、府営住宅に住み続けるうえでその整備・改修は急務だと考えます。この間、エレベーターの設置については、その基準が「5 階建、40 戸以上、片廊下式」から、戸数の基準が 30 戸以上に緩和されました。

基準の緩和は歓迎するものですが、40 戸以上の基準で設置が可能な団地 113 棟のうち約 30 棟については、この間「他府県の新工法や新技術の情報収集をすすめ、設置推進に取り組む」と議会では答弁されながら、ほとんどのところではエレベーター設置の見通しが立っていません。これでは、エレベーター設置を多くの住民が望んでいるにもかかわらず、基準を満たしながら一向に設置できない団地が取り残されていくこととなります。この間「設置不可」としてきた団地での設置に向けた取り組みがどうなっているのかお聞かせください。同時に、早急に設置を進める必要があることから、基準を設けずすべての団地を対象として設置を進めるべきと考えますがいかがですか。

同時に、浴槽の改修・設置については、建て替えを待つのではなく、計画的に進めるべきと考えますがいかがですか。以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【建設交通部長・答弁】府営住宅についてでございます。府営住宅は、セーフティーネットの中核であり、身寄りのない単身高齢者や住宅に困窮する低額所得者に対する的確に住宅を供給する公営住宅の役割は引き続き重要と考えております。府営住宅等の入居者資格については、従来から住宅審議会の場で改善に向けた検討を進めておりまして、平成 29 年 6 月の募集から、連帯保証人を従来の 2 名から 1 名に緩和したところでございます。

また、生活保護受給者や高齢単身者等の優先入居者に対しては、要件を満たせば連帯保証人を猶予する制度も設けているほか、昨年 3 月の国土交通省通知で、入居者資格の例示から除外することとされました。国税や地方税の滞納がないことの規定につきましては既に要件としていないほか、民生部門との連携を図り、優先入居や家賃減免等の制度を設けるなど、住宅困窮者に配慮した対応に努めてまいりました。さらに、国の通知に記載されました保証人の規定の削除につきましても、去る 2 月 1 日に住宅審議会管理部会を開催いたしまして、検討に着手したところでございまして、引き続きさらなる制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

府営住宅の指定管理者制度の導入につきましては、昨年 3 月の京都府包括外部監査の指摘も踏まえまして、住民サービスの向上の観点から導入を図ることとし、昨年 9 月議会で府営住宅条例改正案をご議決いただいたところでございます。指定管理者の選定にあたりましては、入居者に対するサービスの向上、業務遂行力、及び経費の縮減効果等につきましても、京都府指定管理者等選定審査会住宅部会におきまして審議をいただいた上で、乙訓南丹地域の 14 団地の指定管理者として、来年度から 5 年間、株式会社東急コミュニティーを指定する議案を今議会に提案をさせていただいております。今後、乙訓南丹地域の運営状況も検証しながら、今後 4 年間で段階的に府営住宅への指定管理者制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

また、入居者の高齢化が進む中、施設住棟へのエレベーターの設置も重要と考えておりまして、構造的な支障が少なく、より多くの方が利用できる片廊下型住棟への設置を優先して進めております。平成

28年度に策定をいたしました、京都府府営住宅等長寿命化計画では、5階建て以上片廊下型の対象住戸数を従来の40戸以上から30戸以上に拡大したところでございまして、対象となります177棟のうち、95棟でエレベーター設置が完了致しましたほか、高齢者世帯等につきましては、階段の昇降による負担も考慮をいたしまして、低層階への住み替えも進めているところでございます。対象住棟の中には、京都市内の団地におきまして、建築基準法等の規定によりまして、標準的なエレベーター棟の増築が困難なものもございしますが、入居者のご要望も踏まえまして、建築基準法を所管する京都市と設置に向けた協議を進めております。浴槽の改善につきましては従来から入居者の意向を確認しながら順次、改正を進めておりまして、これまでに約4500個が完了し、今年度は72個の浴槽でも改修に取り組んでいるところでございます。今後とも、入居者のご意見を丁寧にお聞きし、エレベーターの設置や浴槽の改修等、府営住宅の住環境の改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本庄 孝夫議員（日本共産党京都市山科区） 2019年2月15日

山科区安祥寺川上流の倒木対策を

【本庄】日本共産党の本庄孝夫です。通告に基づき質問します。

まず、昨年9月4日の台風21号の暴風による山科区北部の大量の倒木対策について伺います。

6年前の台風18号災害で、私の地元の山科区では、旧安祥寺川、安祥寺川、四ノ宮川などが氾濫し、周辺の山で斜面が崩れ大量の土砂が流れ落ち、全壊1件、271件の床上・床下浸水被害となりました。安祥寺川ではJR線路下を直角に流れる田山橋付近で岩や土砂、流木等が河川と橋を埋め、あふれ出た雨水が京阪電車の線路沿いに地下鉄東西線「御陵駅」に流入し、2週間にわたって地下鉄東西線が運休するという大きな被害が発生しました。

4年前の6月定例会一般質問で、当時の山田知事は安祥寺川、四ノ宮川の氾濫浸水被害の原因が河川の未改修区間の流化能力不足であると、その管理責任を認め、整備計画が立てられ、一昨年からは河川の改修工事が始まっています。また、同じく台風18号災害で、毘沙門堂奥の大文字登山道の斜面崩壊による土砂崩れと倒木によって登山道が遮断された問題では、わが党の倉林参院議員の調査と林野庁近畿中国森林管理局への要請もあり、倒木処理と治山工事が行なわれました。

昨年9月4日の台風21号の暴風による大量の倒木被害は、京都府内各地に大きな爪あとを残しています。山科区でも6年前と同じ安祥寺川の上流にあたる毘沙門堂付近をはじめ、その奥の大文字山登山道で、数百本に及ぶ大量の倒木被害が発生し、登山道入口付近は京都市東部土木事務所が管理する市道の約6割程度までの倒木処理が進められていますが、百数十メートル入った登山道は、折り重なった倒木により、登山道が埋まった状態となっています。

その結果、今後の出水期や台風等の豪雨により、岩や土砂とともに倒木が下流に流れ出し、再び安祥寺川で氾濫浸水被害が起りかねないと不安が広がっています。

そこで伺います。安祥寺川上流の倒木が発生している西側斜面は国有林、東側斜面は民有林となっていますが、国と京都府、京都市が一体となって速やかな倒木の処理が求められていますが、三者の協議の状況、今後の見通しについてお尋ねします。また、毘沙門堂横の安祥寺川の砂防堰堤付近の倒木や土砂の撤去について、見通しをお聞かせください。

向日が丘支援学校の寄宿舎が果たしている役割は大きい

【本庄】向日が丘支援学校の寄宿舎の存続・発展について伺います。

現在、寄宿舎が設置されているのは、盲・聾・特別支援学校11校・3分校のうち、与謝の海支援学校、聾学校舞鶴分校、丹波支援学校、向日が丘支援学校、聾学校、盲学校の5校・1分校です。遠隔地や障

害による通学困難者を対象にした通年入舎や、家庭の事情で一時的に入る緊急入舎、冬季入舎などがあります。寄宿舎とは、放課後から翌朝までの生活の場であり、小学部から高等部までの子どもたちとともに暮らしています。週末は家庭で過ごすため、金曜日の夕方に帰宅します。

向日が丘支援学校の保護者は、「子どもから、自然に相手を思いやる言葉が出るというのは、寝食を共にし、共同生活しているからこそだと思う」「共同生活で、自分本位でなく我慢することも学び、相手の気持ちを考えて行動することで、人の役に立っているという喜びを経験している」と述べられています。寄宿舎では、毎日の日課による生活習慣が育まれ、それをタテ割りの集団生活によって伸ばしていく、いわば「もまれながら鍛えられる」という役割を果たしています。

また、別の保護者からは「子どもの生活や幸せは自分にかかっていると思っていました。しかし、子どもが入舎して親子の距離、自分の親としての問題が分かってきました。1年間の通年入舎から家に帰ってきましたが、今では世話をする相手からともに暮らす相手として、親離れ、子離れ、自立の一步を踏み出すことができた」と語られています。このように、寄宿舎は生活する力の育成、発達と生活を支える場として、学校の教育力を決定的に高めているのです。

昨年12月発行の向日が丘支援学校の「PTAだより」では、保護者の声を聴かれた学校長が「寄宿舎が子どもの成長や家庭の助けになっているという思いを持ってくださっていることが大変嬉しい」「寄宿舎は、以前は通学困難でしたが、今は生活力、生きる力をつけていく目的で運営されています。子どもたちの生活の力、友達のことを気遣える、トイレの力が身につくなど、子どもたちの付き合いの中で生まれる葛藤は、きれいごとではなく、そのようないろいろな関わりや経験を通して自分を見直す力がつくこと、また家庭の事情と寄宿舎の役割がよく分かった」と語られています。

かつて障害の重い子どもたちの多くは、就学猶予や就学免除が適用され、教育を受けることができませんでした。「学校に行きたい。友達がほしい」「どんなに障害の重い子どもたちにも教育を」という、すべての障害児を人間として受け止め、教育権保障をめざす府北部の先駆的な運動が全国に広がり、1979年の養護学校義務制を実現させたのです。

その中で、寄宿舎教育も、単なる通学保障ではなく、学校の授業とも連携しながら、教育と発達保障、生活自立、社会的自立に大きな役割を占めてきました。まさに、寄宿舎があったからこそ、就学保障が実現できたのです。

そこで伺います。教育長は昨年の9月議会でのわが党山内議員の質問に、「寄宿舎の設置の有無に関わらず、生活訓練室など活用するほか学校の教育活動全般で自立し社会参加できるようにする力を確保できるようにする」と答弁されていますが、寄宿舎が設置されていない支援学校での通常の生活訓練などの教育活動、年に1日程度の宿泊学習と、1年間の通年入舎の寄宿舎教育は比べられるものではありません。あらためて、寄宿舎の教育実践、果たして来た役割など、教育的成果と役割を評価し、特別支援教育に位置づけるべきではありませんか、いかがですか。

府民の願いを実現する寄宿舎の充実・発展を

【本庄】開校以来50年が経ち、老朽化している向日が丘支援学校の建て替えに向けた基本構想について伺います。

昨年9月から始まった「向日が丘支援学校改築基本構想検討会議」では、「校舎改築整備」にとどまらず、長岡京市が検討されている「共生型福祉施設」の機能との連携も模索するとされています。去る1月15日に開催された検討会議では、教職員と保護者のアンケート結果が学校長とPTA会長から報告されましたが、学校長からは「自立と社会参加に向けた力をつけるための学習環境整備の必要性と関わって、「年間を通じて、力をつける場として寄宿舎の設置の声が数多くあがっていました」「寄宿舎については大変大きな役割があります。教育委員会で検討する際には参考として検討してほしい」と発言され、PTA会長からも「将来の社会的自立をめざす機関としての寄宿舎の継続発展が望まれている」と紹介されました。

その後、整備の方向性について意見交換が行われましたが、長岡京市の健康福祉部長からは、「長岡

京市の共生型福祉施設の構想を示したが、アンケートの要望は長岡京市が示している福祉構想以上のことを求められています。長岡京市では困難です。発達支援センターも必要と考えていますが、長岡京市では実現は難しい」との発言を契機に、「寄宿舎の果たしている役割をどこが担うのか」の議論が行なわれました。

京都府健康福祉部副部長からは「寄宿舎に入る事情はいろいろだが、寄宿舎がないなら福祉施設の入所となり、長期でない場合には市町村で考えてもらっている」との発言に、向日が丘支援学校長から「寄宿舎は福祉的ニーズを満たすことが第一義ではない」と寄宿舎の教育的視点が強調されました。また、自立支援協議会の委員からは「福祉や市町がどこまでするのか。ショートステイが求められていますが、宿泊1人につき職員2人が必要となり、経営的に成り立ちません。福祉だけでなく教育もともに考えてほしい」との意見が述べられました。

福祉のショートステイや入所施設は一定の期間、子どもたちを預かり、安全確保と衣服、食事、睡眠などの生活を支援するものです。最も重要な機能は1年中、24時間、祝日や時間を問わず支援を行うという大切な役割を持っています。そして、寄宿舎も子どもたちの放課後からの生活を支援するだけでなく、教育的な指導が計画的に行なわれ、放課後は季節や発達段階に応じたグループでハイキングに出かけたり、ボールゲームをするなど、友達との活動が準備されます。食事や睡眠、排泄などの基本的な生活面に対する指導や洗濯や片付け、身の回りのことなど個々の課題を障害や発達に応じて教育的な指導が行われています。教育と発達保障、自立と社会参加に向けた力をつけるための学習環境として大切な役割を担っています。

去る1月18日には、「向日が丘支援学校の改築を考えるつどい」の皆さんから、一つに、校舎改築の一日も早い着工と障害当事者、保護者、教職員など府民の声を聞くこと、二つに、寄宿舎は自立と社会参加に向けた力を養う大切な場。寄宿舎をなくすことなく充実・発展させること、三つに、乙訓地域に障害者権利条約が生きる地域づくり、を求める知事、府教育委員会、府議会議長あてに1万3139筆の要請署名が提出されています。

そこで伺います。向日が丘支援学校の施設設備を検討する「検討会議」では、今年度中に改築の基本構想(案)をまとめるとされています。しかも長岡京市の「共生型福祉施設」の機能との連携を模索するのであれば、福祉と教育の役割の違いを踏まえ、これまで培われてきた寄宿舎教育を積極的に位置づけることが求められているのではないのでしょうか。そして学校長や教職員、保護者から寄せられている寄宿舎の設置と継続発展の声に応えるべきではありませんか、いかがですか。

【知事・答弁】 倒木対策でございます。台風21号による府倒木被害は京都市を中心に民有林だけでなく、国有林も含めて発生をいたしました。このため、京都市内の復旧対策につきましては、国・府・市による被害対策会議を開催し、情報共有を行うと共に3者が連携し、効果的な対策を行っているところでございます。

議員お尋ねの山科区安祥寺川上流の被害地は人家から離れており、国有林と民有林の双方の杉が互いに重なり合っ倒れている状況にあります。被害地には未舗装の京都市道が通っておりますが、途中の倒木によって寸断され、被害地の復旧には市道の倒木撤去が必要な状況になっております。

このため、市道の倒木撤去を道路管理者である京都市が実施し、被害地の復旧地につきましては、国有林所有者である国と民有林の所有者が一体的に復旧作業を実施する方向で調製を行っている状況であります。

京都府といたしましては、民有林の復旧に着手する段階となれば、公共造林事業や府独自の森林災害緊急整備事業により、所有者を支援することとしております。今後も、関係機関と連携し、森林所有者と一緒に被害地の復旧を進めていきたいと考えております。

【建設部長・答弁】 安祥寺川の砂防堰堤附近における倒木や土砂撤去についてでございます。昨年の台風21号では、安祥寺川上流で大規模な倒木が発生したところでございまして、被災後、砂防堰堤や府管理河川の状況を点検し、支障となる倒木につきましては、すでに撤去を完了しております。また、毘沙

門堂横の砂防堰堤につきましては、平成 25 年台風 18 号で大規模な堆積が見られましたことから、速やかに堆積土砂の撤去、河床生成等緊急対策を実施したところでございます。

今回の災害をあらためまして現場状況を確認しておりますが、前回のような異常な土砂堆積はなく緊急対策は実施しておりませんが、毎年、出水期前後に河川点検を実施しておりまして、堆積が確認された場合には、速やかに土砂撤去を実施するなど災害防止に万全を期してまいり所存でございます。

【教育長・答弁】 特別支援学校の寄宿舎についてであります。遠隔地に居住するなど通学が困難な児童生徒を対象に通学を保障するため設置したものでございます。近年、各地域への支援学校の設置が進み、通学時間の短縮がはかられたことで、全国的に寄宿舎を設置する学校が減少するとともに、既存の寄宿舎についても、通学支援としての役割が小さくなる一方で福祉的なニーズや社会自立に繋がる体系のニーズの高まりに対応するなど変化が見られる所でございます。

寄宿舎に入所した児童生徒は家庭を離れて集団生活をする経験を通じて、毎日の掃除や洗濯、食事といった場面とともに生活する児童生徒と、それぞれの役割を果たすことにより規則正しい生活リズムを整え、社会性を身につけるなど一定の効果があると考えております。その一方で、一年の大半を寄宿舎で過ごすことにより、家族と接する時間が少なくなるとともに、地域の方々とのつながりが弱くなるなど、卒業後の社会的自立を家庭や地域生活で見守り支える環境が育くまれにくいといった側面も見られているところであります。寄宿舎等の体験等は自立をはかる上で、一定の効果はあるとしましても、対象者が一部に止まるものでありそれ自体は通常の授業のように、教育課程に位置付けられるものとは異なるものでございます。

京都府においては、全ての特別支援学校で保護者との連携のもと、生活訓練や日常の指導、自立活動を始めとした教育活動に取り組み、児童生徒が学校や家庭で毎日の生活を営む中で自立して生活する力を整え、社会参加する力が身につくように努めており、今後ともその充実に向けてとりくんでまいります。

次に、向日が丘支援学校の改築基本構想についてであります。改築基本構想検討会議において、学校の新たな教育活動や目指す姿の中で果たすべき役割などについて、これまで3回の会議を開催しご意見を伺ってきたところであります。検討会議においては、地域とともに子どもたちを育てる支援学校として、各種の体験による生活する力、就労に繋がる力など社会的自立にむけた教育活動を中心に、児童生徒の可能制を広げられる文化やスポーツによる地域との交流など、様々な観点からご意見をいただいたところでございます。また、教育と福祉の役割をふまえた上で、様々な相談、規律、生活、機能訓練、就労、緊急入所といった支援が総合的に受けられるよう支援学校と長岡京市が計画する「共生型福祉施設」が、一つの場所で機能する構想となることが考えられております。合わせて、先ほど紹介がございました委員である向日が丘支援学校校長、PTA会長において、教職員、保護者を対象としたは改築整備に期待される考えや思いについてアンケートを実施され、会議の場で報告をいただきましたが、その内容は、職業を実践的に学べる環境、ICT環境、機能訓練施設、障害者スポーツセンターとなる体育施設の充実などであり、寄宿舎については、生活を学ぶ場としての寄宿舎の継続を望む意見と共に、寄宿舎によらずとも各家庭での緊急時に対応できる環境の整備をとった意見も出されるなど、大変多岐にわたるものでございました。府教育委員会といたしましては、こうした多様なご意見やご要望もふまえながら、向日が丘支援学校と長岡京市との連携による利点が最大限発揮できるような新たな支援学校づくりを目指して、改築基本構想の検討を進めてまいります。

【本庄・指摘要望】 まず、台風 21 号による倒木対策でございます。知事から答弁をいただきましたように、国・府・市3者が連携して進めているという点、市道の倒木については京都市、これも京都市は本年度の予算が6割程度しかつかなかったこと、来年度速やかに予算を確保してやりたいとおっしゃっていただいております。知事がおっしゃったように、二次被害を招かないよう出水期、台風シーズンまでの3者で協議を進めていただきまして、速やかな対策を求めておきたいと思っております。

同時に、倒木によって地盤が軟らかくなり土砂の流出が予想されております。必要なパトロール等を実施するという建設部からのご答弁をいただきました。安祥寺川の起点から100数十メートルが現場になっております。集中豪雨などがあれば、大量の土砂が流れ出してくる危険性もありますので、必要な対策を強く求めておきます。

【本庄・再質問】 続いて、向日が丘支援学校の寄宿舎の存続・発展の問題であります。向日が丘支援学校の学校要覧では、「寄宿舎は学年の違う人たちが共同生活をしています。仲間とともに、自立をめざしながら、楽しい生活を送っています」と紹介されています。先ほども紹介しましたが、寄宿舎は、学校の教育計画にあわせた年間指導計画があり、学部ごとの教員との連携で、子どもたち一人ひとりの通常の学習や学校生活の継続として放課後の指導が行われます。子どもたちの1日24時間を通した教育的な指導が計画され実施されています。

特に、家庭の養育機能が障害を理由に効果的に発揮できず、子どもの生活自立の存在能力が十分に発揮できない場合には寄宿舎が必要との展望を切り開いてきました。向日が丘支援学校では、23人の教員免許を持つ指導員を軸に、通学困難だけでなく、障害児を抱える家族の子育て支援、生活支援の場として、多様なニーズに応じて、子どもの成長、発達を促す場として重要な役割を担っています。

そこで、先ほど教育長のご答弁をいただきましたが、一つは、通学問題に矮小化する発言でございます。通学困難を限定にするのではなくて、学校教育法でも寄宿舎の併設が義務化されております。通学困難か否かの議論は、主に財政的理由による寄宿舎の削減と、設置しない論理にしか過ぎないのではないかと思います。いかがですか。

それから、一部の子どもたちが寄宿舎を利用しているようにお答えされましたけれども、向日が丘支援学校では入学した児童生徒が卒業までに、通年入舎は5割～6割の子どもたちが利用しております。卒業までに、一度は寄宿舎を利用している児童生徒の割合は、ほぼ9割とお聞きしております。このように、50年間続けられてきた寄宿舎の教育実践やそれを支えてこられた関係者の皆さんの役割を過小評価してはいけません。そのことを強く求めたいとお答えいただきたいと思っております。いかがですか。

次に、建て替えに向けた基本構想についてです。ある保護者は「1週間の入舎を終えた肢体不自由の息子はとても元気で、先輩や先生たちと過ごした嬉しさや興奮、そして親元を離れてやりきったという達成感が伝わりました。障害のある子どもと家族にとって、未来の生活を思い描くことは難しく不安です。寄宿舎はそんな私たちに未来の輪郭を見せてくれ、背中を押してくれる大切な存在です」と語られています。子どもにとっての質の高い教育と豊かな生活を保障するために、検討会議では、保護者や教職員のアンケート結果で「寄宿舎の継続・発展」が求められています。この声に応えるべきではありませんか。また教育長として、保護者がコツコツと集められた1万3139筆の署名の重みを受け止め、保護者や教職員の要望をこの際、直接聞かれてはいかがですか。お答えください。

【教育長・再答弁】 最初に通学問題に矮小化しているんじゃないかというお尋ねがございました。寄宿舎の設置に関しましては、国会での議論もかつてありましたけれども、それに対する国の答弁と致しましては、寄宿舎については一定の役割を果たしているけれども、その設置・廃止については設置者である自治体で特別支援学校の設置状況や児童生徒の通学状況などを考慮しつつ判断されるべきという答弁もございます。例外なく、設置を義務化しているものではございません。

2点目に、寄宿舎の入舎生が一部ではないというお尋ねがございました。確かに向日が丘支援学校につきましては、多くの生徒が寄宿舎の経験をしているということがございます。私が先ほど申し上げましたのは、寄宿舎教育との位置づけとの関係で全体を見たときに寄宿舎が設置されている学校は一部に止まっている。尚かつ全寮制ではありませんので、それを一般化して位置付けることには難しさがあるのではないかとということで、そういう意味でお答えをいたしました。

3点目に向日が丘支援学校の寄宿舎の建て替えの問題についてでございます。確かに、寄宿舎の存続する要望もたくさんいただいております。先ほどご紹介いたしましたようにアンケートの中にもそう

言った声がある一方で、「寄宿舎によらずとも」という声もありました。非常に、寄宿舎以外にも多様な施設にご意見をいただいているところがございます。長岡京市の共生型福祉施設との連携ということも視野に入れながら、施設全体のあり方について総合的に検討してまいりたいとそのように考えております。

【本庄・指摘要望】教育長が「一部にとどまっている」ということでありますけれども、52年前、向日が丘支援学校が建てられ、与謝の海養護学校が建てられ、それぞれ寄宿舎がありました。その後、全府的に寄宿舎の設置が進められていきましたけれども、京都府としてその際、寄宿舎をそれぞれの学校に位置付けておくべきではなかったかということをも指摘しておきます。向日が丘支援学校の寄宿舎教育の成果・到達を評価するならば、今、支援学校が新しく作られていったわけですけれども、その支援学校で寄宿舎を設置できるその機能をどうしたら持たせられるかと前向きに検討すべきだと思います。寄宿舎の縮小は、京都で培ってきた障害児教育そのものを縮小することに他なりません。向日が丘支援学校の敷地は、甲子園球場の2倍あります。土地はあります。後は、京都府が予算をしっかりとつけて保護者、地域の願いに応えることだと思います。

障害者の権利に関する条約では、「諸能力や人格などの最大限の発達が保障されること」、「社会に効果的に参加すること」を保障しています。そのために教育制度から排除されないこと、個人に必要な合理的配慮が提供され、学習権、発達権の実質的保障を提示しています。まさに、教育制度としての寄宿舎の役割と、その継続・発展が求められています。先ほど教育長の答弁にはありませんでしたが保護者や教職員と直接会って要望を聞いて頂くなど要望に応えられるよう強く求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

かみね史朗議員（日本共産党京都市右京区） **2019年2月18日**

旧優生保護法下の強制不妊手術について謝罪と補償を

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告の諸点について知事並びに関係者に質問します。

まず、障がい者対策についてです。今年、日本が障がい者権利条約を批准して5年になります。この条約は、障がいのある人に、障がいのない人と同じ権利を保障することなどを掲げ、その実現へ必要な措置を取ることを締約国に義務付けています。しかし、日本の現実、権利条約のめざす社会から程遠い状況です。

一つは旧優生保護法下の強制不妊手術の問題です。被害者数は、本人の同意がないケースで約1万6500人、同意があるとされる場合で約8500人にも上ります。「優生上の見地から不良な子孫の出生防止」を目的とする法律が、日本国憲法下の1948～96年まで施行されていたことは深刻です。

NPO法人日本障がい者協議会は、優生保護法とその前後の関連政策による被害が、日本の障がい関連政策の歴史はもとより、人権に関する政策史にあっても最大かつ最悪の問題であるときびしく批判し、すべての被害者への謝罪と補償を強く求めています。そして今、強制不妊手術で人権を侵害されたとして、全国で15人が国の責任を問う訴訟を起こしています。

京都府では、京都府優性保護審査会が手術を「適」と判断し、強制的に不妊手術や断種した人数として89名を統計数値として押さえており、内13人の個人を特定する資料を公開しましたが、全容は明らかになっていません。

そこでお伺いします。知事は、旧優性保護法下の強制不妊手術についてどのように認識していますか。被害者の実態の解明をすすめるとともに、被害者の方々の謝罪と救済を求める思いに心を寄せ、相談にのる体制をつくり、被害者の立場に立って国に謝罪と補償を求めるべきであると考えますが、いかがですか。

府は障害者の雇用を積極的に進めよ

【かみね】中央官庁などで長年横行していた障がい者雇用数の「水増し」も重大です。国による“障がい者排除”であり、人権侵害です。障がい者権利条約 27 条は、障がい者が障がいのない人と等しく労働に関する権利があり、その権利保障を締約国に求めています。安倍内閣は事態を根本から反省し、障がい者雇用施策の抜本的な見直しをはかるべきです。

同時に全国の地方自治体でも同様の水増しがあったことが明らかとなりました。本府では法令に基づき障がい者を雇用し、法定雇用率を達成しているとしていますが、障がい者雇用率を算定する場合の対象となる職員の範囲については、1年を超えて勤務した者で、雇用期間満了時に一旦雇用関係が消滅したものは含まれていないと説明しています。しかし、厚生労働省の障がい者雇用対策課長の都道府県への通知によると、「常勤、非常勤等を問わず、採用から1年を超えて勤務する者。見込みを含む全て」をいうとされています。

長野県では、臨時・非常勤職員について、1年を超えての任用は行っていないため、これまで算入していませんでしたが、再度の任用の可能性はすべての者にありうるため、すべて算入しています。また、空白期間を経て再度任用した場合であっても、その長短を問わず、結果的に任期が1年を超えた者はすべて算入しています。

本府でも、この考え方で職員の範囲を決定し、障がい者雇用率を再計算すべきであると考えますが、いかがですか。厚生労働省の通知を積極的に受け止めて障がい者の雇用に一層力を入れるよう求めるものであります。

介護保険優先原則を廃止し必要なサービスを無料で継続を

【かみね】次に、障がい者の 65 歳問題です。私は、この問題を繰り返し府議会で取り上げ、介護保険優先原則を廃止し、障がい者が生活に必要なサービスは無料で変わりなく受けられるように制度改正すべきであると訴えてきました。障がい者や関係団体の運動の高まりの中で、京都府も改善を国に要請し、市町村民税非課税の障がい者については介護保険移行後も負担なしでサービスを受けられるように改善されました。しかし、1割負担の制度は残り、要介護認定により生活援助サービスが減らされ、それを補うための障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスが受けられないケースがあるという問題点はいまだに改善されていません。

私の知り合いの障がい者が今年 65 歳になり、来年には多くの障がいをもつ仲間が 65 歳になり、介護保険の移行に直面します。精神障がい者の方については、府内の自治体によって対応が違います。原則介護保険移行という対応の自治体と一律に要介護認定は非該当と判断し移行は必要ないとしている自治体があります。介護保険に移行すると要介護認定で要支援になる場合が多く、要支援 1 では週 1 回か 2 回程度の訪問サービスとなり、事業所に毎日通所することもできなくなります。

重度の身体障がい者は車イスで生活し、障がい支援区分 5 でほとんど毎日居宅介護でヘルパーさんに来てもらっていますが、介護保険に移行するとシュミレーションで要介護認定が 3 になり、今の水準のホームヘルプサービスが受けられなくなり、生活に大きな支障がでます。そこで不足分を障がい福祉サービスで補おうとしても、彼女が住む京都市では要介護 5 などの人しか障がい福祉サービスの上乗せを認めていないという問題に直面しています。

知的障がいの人については、要介護認定で要支援になる可能性が高くなります。単身で暮らす知的障がい者の場合、障がい福祉サービスにより週 3 回程度のホームヘルプサービスで見守りや声かけ、一緒におこなう家事などで自立生活と健康な食生活を支えています。要支援になるとヘルプサービスが減らされてしまいます。

いくつかの事例を考えても、介護保険優先原則による弊害は明らかであり、障がい者については希望すれば障がい者総合支援法に基づく福祉サービスを 65 歳以降も継続できるようにすべきであると考えますが、いかがですか。また市町村によって、介護サービスで不足するサービスを障がい福祉サービスの上乗せで対応するようを求めても、要介護 5 などの高い基準を設けて利用できない場合があります。

このような市町村に府として改善を要請してはどうかと考えますが、いかがですか。

さて、昨年3月14日、岡山地方裁判所は、重度障がい者が介護保険の自己負担を支払うことが経済上困難なため、自立支援給付の継続を希望し、介護保険への移行申請を行わなかったのには理由があると認め、障がい者総合支援法第7条の介護保険優先規定に基づき自立支援給付を打ち切った岡山市の処分を違法であるとの判決を下しました。その後争われた広島高等裁判所岡山支部でも12月13日に違法な行政処分との判決が下され、原告の全面勝訴が確定しました。

この裁判結果は、非常に重いものがあります。障がい者が65歳になってもそれまでと変わりなく必要なサービスを受けられるようにしなければならないということが裁判でも認定されたと考えます。そのことを保障するためには、介護保険優先原則を廃止し、65歳になっても障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを受けられるように制度改正することが必要であると考えますが、いかがですか。

地球温暖化防止対策について

【かみね】次に、地球温暖化防止対策について質問します。2015年12月に採択された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）のパリ協定は、長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2度より低く抑え、1.5℃未満を努力目標とするためCO₂の排出ゼロをめざすことが決められました。

昨年10月8日に公表されたIPCCの特別報告書「1.5℃の地球温暖化」では、平均気温はすでに工業化前に比べて約1℃上昇し、今のペースで行くと2040年前後には1.5℃に到達する。1.5℃上昇した場合、2100年の海面上昇は最大77cmになると予測されています。

世界の気候関連災害による経済損失は、1978年からの20年間で0.9兆ドルだったの対し、1998年からの20年間で2.2兆ドルへ2.4倍に増えています。京都府でも毎年のように災害が頻発しており、この警鐘を実感いたします。

そして昨年12月に開催されたCOP24ポーランドカトヴィツェ会議では、パリ協定の実施指針が採択され、各国政府が脱炭素の加速のため、ただちに行動を強化すること、行動の引き上げにおいて最も重点を置くべきは脱化石燃料、とりわけ脱石炭の実現であることが示されました。

日本政府はもちろん、本府においてもこれらの指針を正面から受け止めて地球温暖化防止の対策を抜本的に見直すことが求められています。

安倍内閣の温室効果ガス削減目標は、2030年までに「2013年比で26%削減」ですが、これを国際的な基準である1990年比に直すと、わずか18%削減にすぎません。しかも、2016年の日本の温室効果ガスの排出量は13億700万トンで、90年比で逆に28%も増加していることは重大です。その点では、原発と石炭火力をベースロード電源と位置付け、再生可能エネルギー拡大に足かせをかけている安倍内閣のエネルギー計画は、パリ協定の目標と排出ゼロの方向を見据えたものとは到底言えません。原発と石炭火力をベースロード電源とすることをやめ、根本的な見直しが必要です。

今各国政府が脱炭素の加速のために行動を強化すべき重点としているのは、脱石炭の実現です。28か国と様々な自治体が参加する「脱石炭連盟」は、2030年までの石炭火力廃止を発表しています。ところが、日本では既存の100基以上の石炭火力と35基もの新規計画があり、すべて合計すると6020.9万kWにもなっており、世界の流れに逆行しています。日本も2030年までに石炭火力を廃止することをめざすべきです。

本府のCO₂削減目標は、当面2020年度に1990年比で25%、2030年度までに40%、2050年度までに80%以上となっています。2016年度の温室効果ガスの排出量は1187万トンで90年比19.6%減の到達です。

そこでお伺いします。本府として、IPCCの特別報告書「1.5℃の地球温暖化」やCOP24の実施指針など世界の流れを踏まえて、地球温暖化防止対策のあり方についてどのように考えていますか、お答え下さい。

2030年度に40%削減を実現するためには、とりわけ本府においても脱石炭を実現することが必要です。

1. 2号機で180万kWの舞鶴石炭火力発電所については、年間どれだけのCO₂を排出しているのかわかりやすくして下さい。私は舞鶴石炭火力発電所についても2030年をめどに廃止し、再生可能エネルギーに転換するよう関西電力に求めるべきであると考えますか、いかがですか、お答えください。

原発ゼロを決断し再生可能エネルギーの推進を

【かみね】次に再生可能エネルギーの対策についてです。日本の電力供給に占める再生可能エネルギーの比率は2015年度14%で、ドイツの30%を大きく下回っています。それにもかかわらず、大手電力会社は「電力が不安定になる」などという口実で、再生可能エネルギー電力の接続を制限・拒否し、政府もこうした電力会社の姿勢を容認・支援しています。日本ではドイツはじめ欧州のような再生可能エネルギー“優先給電・優先接続”ではなく、“原発優先給電”の仕組みになっており、「原発固執政治」が、再生可能エネルギー普及の最大の障がいとなっています

世界では電力供給における自然エネルギーの割合を、ドイツは2025年までに40~45%、EU全体は2030年までに45%、アメリカでもカリフォルニア州は2030年までに50%を目指しています。

日本でも、「原発ゼロ」の決断と一体に、再生可能エネルギーの飛躍的普及をはかるべきです。地域それぞれの条件にあった再生可能エネルギーの開発・利用を計画的に拡大することに、エネルギー政策の重点をおく必要があります。太陽光・熱、小水力、風力、あるいは畜産や林業など地域の産業とむすんだバイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエネルギー源です。この再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように追求すべきです。

本府の再生可能エネルギー等導入プランによれば、2030年までの電力需要に占める再生可能エネルギーの導入目標量は32億kWhとされており、換算すると約21%となりますが、本府も世界の流れに追いつくために40%以上に引き上げ、再生可能エネルギーの拡大に力をつくすべきではありませんか。いかがですか。

パーム油を原料とするバイオマス発電所計画を検討すべき

【かみね】舞鶴港に民間企業によるバイオマス発電所の計画が持ち上がっています。燃料をパーム油として、6万5590kWを発電する施設を建設するというものです。しかし、海外からの輸入燃料で発電する方式は、輸送のために費用をかけ余分なCO₂も排出し、バイオマス発電のカーボンニュートラルな特性を維持できなくなってしまいます。さらに、アブラヤシを栽培するパーム農園は、天然低湿地林を開拓してつくるため、土地利用変化に伴うCO₂排出量が非常に多いことが知られており、欧米ではCO₂削減効果はないとされているのです。パーム油発電は、再生可能エネルギー普及の本来の目的から大きく外れており、本府として推進すべきでないと考えますが、いかがですか。

バイオ燃料の開発・導入の具体化にあたっては、食料需要と競合しない植物資源などに限定する、国内産・地域産の資源を優先的に活用する、生産・加工・流通・消費のすべての段階で環境を悪化させない持続可能な方法を採用するなど、新たな環境破壊をひきおこさないためのガイドラインを設けて取り組むことが必要でありますが、いかがですか。

【知事・答弁】旧優生保護下の強制優生手術についてでございます。京都府における強制優生手術の件数は、統計によると昭和28年から50年までの間で、本人不同意の方が89名おられます。過去におきまして、優生保護法によって本人の同意なく優生手術をうけさせられるということ自体は、大変問題だと認識しております。京都府におきましては、これまで、国の依頼にもとづき京都府、医療機関、障害者施設などに対する個人記録などの保有状況などの調査を実施してきたところであり、その中で13人を特定したところがございます。また、優生手術を受けられた方やご家族が安心してご相談いただけるよう昨年4月に、専用電話相談窓口を設置したところであり相談者の気持ちに寄り添いながら、こ

れまでのべ 11 件の相談を受けたところでございます。国による謝罪と補償につきましては、国において検討されるべきものと考えております。尚、現在、国におきまして、救済にかかる法案を検討されている旨、報じられているところでございます。

【職員長】 障害者雇用についてでございます。厚生労働省の通知では、雇用率の参入対象となる職員につきましては、常勤、非常勤を問わず週の勤務時間が 20 時間以上、かつ採用から 1 年を超えて勤務するものとされており、京都府ではその基準にしたがって算定し、今年度も 2.57%と法定雇用率を上回っているところでございます。長野県におきましては、議員ご指摘のとおり今回採用から 1 年を超えるという要件にとられず、6 月 1 日に任用している職員の内、週の勤務時間が 20 時間未満の者を除く全ての者を算入されましたが、これは国の通知をふまえ県の考え方として実施されたものであり、近畿府県などにおきましても、京都府と同様の考え方で対応されていると聞いております。

京都府では昭和 59 年度から、身体障害者を対象とした職員採用試験を実施し、法定雇用率を上回る中にありましても、毎年度、この試験による採用を続けており、また、平成 25 年度からは知的障害者を対象とした採用試験も実施しているところであり、引き続き障害者雇用促進法にもとづき、障害者の積極的な雇用に努めてまいります。

【環境部長】 地球温暖化対策についてであります。京都府におきましては、これまで京都議定書誕生の地として全国に先がけて制定した地球温暖化対策条例にもとづき、国よりも高い温室効果ガスの総排出量削減目標を掲げ、京都独自の CO₂ 排出量取引制度の創設や電気自動車の普及促進条例などの先進的な取り組みを進めてきたところでございます。

この度、パリ協定を運用する指針も定まり、世界各国で温暖化対策の取り組みが一層加速するものと考えております。京都府におきましても、地球温暖化対策条例が 2020 年度に目標年度を迎えますことから、世界や国の動向をふまえながら改正に向けた検討を進め、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

舞鶴火力発電所につきましては、国のエネルギー政策をふまえ、地元の誘致を受けながら関西電力が整備しているものであり、京都府内の最大電力需要の約 6 割をまかなえる発電能力を有しております。また、東日本大震災後の電力逼迫時の安定供給に寄与するなど、府民生活の安心安全や経済活動の維持・発展に貢献している発電所であると考えております。

CO₂ の年間排出量につきましては、京都府はこれまでから個々の発電所ではなく条例にもとづき、関西電力全体の排出量の報告を求め、再生可能エネルギーの導入などを含め CO₂ 削減対策を要請してきており、舞鶴火力発電所でのバイオマス混焼などにとりくまれているところでございます。

再生エネルギーの拡大についてであります。京都府では 2015 年度に再生可能エネルギーの導入等の促進プランを策定し、太陽光、風力、バイオマスなど多様な再生可能エネルギーの導入、拡大を進めておりますが、府域の自然環境から太陽光発電が中心となっているところでございます。

京都府の再生可能エネルギー導入目標量を 2030 年度に府内総電力需要量の 21%から 40%にというご提案ですが、これは、現在の導入量 14.9 億 kWh を 60 億 kWh まで高める必要がございます。それには、府内の事業用太陽光発電を例といたしますと、現状の約 10 倍規模の発電施設と広大な事業面積が必要と推定されます。このため、京都府といたしましては、現在の目標の達成にむけ、太陽光と蓄電池の同時設置や EMS 導入への支援などにより、省エネ、節電による総電力需要量の抑制を進めると共に、バイオマス発電など多様な再生可能エネルギーの導入を積極的に進めてまいりたいと考えております。

パーム油発電についてであります。すでにパーム油につきましては、国の固定価格買い取り制度・FIT 制度において再生可能な生物由来な有機性資源としてバイオマスに位置付けられております。また、バイオマス発電につきましては、平成 29 年 3 月に国におきまして FIT 法にかかる事業計画策定ガイドラインが示され、燃料の流通経路が確認できること、持続可能な燃料使用に努めること、農産物の収穫にともなって生じるバイオマスにつきましては、国外からの調達には食用に供さないことの証明

などが求められているところでございます。

特にパーム油につきましてはWWF（世界自然保護基金）を始めとした国際的な環境団体や環境事業者等によって設立されましたRSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）の認証等を受けたものを使用することを求められていることから、事業予定者に対し国と連携しながら国のガイドライン及び国のRSPO認証制度がしっかりと守られるよう対応してまいります。

【健康福祉部長】 高齢者障害者の介護保険制度移行についてでございます。障害者総合支援法では、介護保険対象者から利用申請があった場合、就労支援などの障害・福祉固有のサービスを利用する場合を除き、サービス内容や機能から障害者福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険から給付が要請されます。これは社会保険制度の原則である介護保険を優先させるという法律の考え方と承知しております。しかしながら介護保険制度への移行の際には、一律に介護保険のみに切り替えるのではなく、障害者福祉サービスの具体的な利用意向などを聞き取り判断すること、介護保険のサービス内容、支給量では本人の支援の必要度に応じた十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスの利用が可能であることなど、これまでから個別のケースに応じて支給決定を行うよう、市町村に対して徹底しており、適切に制度を運用されているものと認識しております。議員がご紹介の岡山市の判例では、介護保険給付の申請を行わなかった障害者に対し、個別の状況を勘案せず障害福祉サービスを打ち切ったところが問題となったものでございます。

京都府といたしましては、障害のある方が65歳となられた以降も市町村が障害者の特性に配慮したサービスの支給決定ができるよう国に対し、障害福祉制度の上乗せ支給に係る明確な基準を求めるとともに、高齢者や障害者の方々が、より安心して必要なサービスが受けられる制度となるよう引き続き要望してまいります。

【かみね・再質問】 旧優生保護法下の強制不妊手術の問題につきましては、先週の京都新聞に載りました舞鶴市出身の聴覚障がい夫婦の証言を胸が締め付けられる思いで読みました。今、被害者の中で尊厳を回復する道に希望が広がっています。本府として被害者の思いに寄り添って、全容の解明と被害者への謝罪、補償の実現に向けて力を尽くすよう求めておきたいと思っております。

本府での障がい者雇用につきましては、臨時職員でいったん雇用関係が消滅しても再任用され1年以上勤務している方はおられると聞いています。このような方は対象に入れて障がい者雇用を促進し雇用率を算定すべきだと思いますのでその点指摘しておきたいと思っております。

障がい者の関係で一点再質問いたします。障がいをもっている方が65歳になっておこる問題は、介護保険優先原則のもとで起こっております。直接請求までされた方も京都におられます。この問題を解決するためには、この法律の矛盾を解決していく、これが必要でないかと思っておりますが再度お答えください。

地球温暖化防止対策につきましては、先ほど世界の流れをふまえてとおっしゃったんですが、石炭をなくしていく。このことが世界で問われておりますが、これについては逆に推進するような説明でありました。私は脱原発、脱石炭という考えで取りくむべきだと考えますが、再度この認識についてお伺いをいたします。

【環境部長・再答弁】 舞鶴火力発電所の件ですけれども、先ほどもご答弁申しました通り、舞鶴火力発電所は国の政策等をふまえて整備されたものでございます。電力の安定供給に寄与するなど、府民生活の安心安全と経済活動の維持に貢献する電源と考えております。電源、発電所のありようにつきましては、環境面ももちろんでございますが、安定供給などの観点も必要と考えます。舞鶴火力発電所、関西電力に対しましては引き続きCO₂の排出量の削減と再生可能エネルギーの導入促進を求めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・再答弁】 高齢障がい者、65歳になられた障がい者の方へのサービス提供でございますが、障がい者総合支援法では、65歳以上になられた方については社会保険制度の原則である介護保険を

優先させる法律の考え方のもとで実施しているところでございます。しかしながら介護保険制度への移行の際には、一律に介護保険のみに切り替えるのではなく、個別のケースに応じて支給決定をおこなうよう市町村に対しても徹底しているところでございます。

【かみね・指摘要望】 地球温暖化防止の世界の流れは、脱原発もそうですし脱石炭なんですね。この流れをしっかり受け止めて対応していくことが、京都府にも、もちろん日本政府にも求められておりますので、これまでの石炭火力発電所最優先、この考え方を見直す方向で再検討するよう強く求めておきたいとおもいます。

介護保険優先原則の問題ですけれども、岡山での裁判結果は、障がい者の人権を守る上で介護保険優先原則のもとで起こる矛盾、これを解決することを求めております。今そのことが問題の解決にとって必要だということを、改めて強く指摘しておきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

【他会派の一般質問項目】

2月14日

●磯野 勝議員（自民・向日市）

1. 向日町競輪場の運営について
2. 府市協調の観光戦略の推進について
3. 乙訓地域における災害備蓄倉庫の設置について

●瀧脇正明議員（自民・京都市伏見区）

1. 少子化対策について
2. 商店街の振興について
3. 視覚障害者対応信号機について

●谷川しゅんき議員（無所属・京都市西京区）

1. 「文化スポーツコミッション」設立と観光施策について
2. 「スターカー相談支援センター」を核とするスターカー対策について

●村井 弘議員（公明・宇治市及び久世郡）

1. 都市農業振興について
2. 淀川水系河川整備計画の進捗状況とその効果検証について
3. 教師力の向上について
4. 地元課題について
(1)府有資産の活用について
(2)宇治警察署・久御山交番について

●平井齊己議員（府民・京都市北区）

1. 京都府文化力による未来づくり基本計画事業について
2. 不登校児童・生徒の支援事業について
3. SNS 等の相談事業について
4. 非行少年の立ち直り支援について

2月15日

●岸本裕一議員（自民・京都市北区）

1. 新総合計画の理念と展望について
2. 再犯防止のための地域社会における相互理解と支援について
3. 外国語によるコミュニケーション能力の育成について

●田中英夫議員（自民・亀岡市）

昨年の災害を振り返って

- (1)森林の災害対策について
- (2)桂川改修について
- (3)京都縦貫道の通行止め問題について

●上倉淑敬議員（維新・京都市伏見区）

児童養護施設を退所された方々への支援について

2月18日

●北川剛司議員（府民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 観光と経済効果、防災を兼ね備えた道路環境整備について
2. 府民の健康づくりについて
3. 家庭における教育、子育て支援について

●四方源太郎議員（自民・綾部市）

1. スポーツ施設の整備・充実について
2. 北部産業創造センターを活用した ICT 教育について
3. シェアリングエコノミーの研究について
4. 被災した中小零細企業への支援について

●園崎弘道議員（自民・城陽市）

1. 府立木津川運動公園について
2. 高速道路を活かす道路整備について
3. 南部地域における物流拠点構想について